

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成 27 年 8 月 19 日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 大阪管理局長 梅谷 貞実

1 工事概要

- (1) 工事名 料金自動収受装置設置工事（27-大管・神管）（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 大阪府道高速大阪西宮線（3号神戸線）、大阪府道高速湾岸線（4号湾岸線）、兵庫県道高速湾岸線（5号湾岸線）、神戸市道高速道路（7号北神戸線）、大阪府道高速大阪池田線（11号池田線）、大阪府道高速大阪松原線（14号松原線）
- (3) 工事内容 本工事は、料金自動収受装置の設置を行うものである。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成 29 年 12 月 10 日
- (5) 工事概算数量
 - ・ 機器費
 - 料金自動収受機 24 台
 - ・ 配管配線工 1 式
 - ・ 設置調整工 1 式
 - ・ 撤去工 1 式
- (6) 本工事は、あらかじめ指定する技術提案を求め、品質確保のための体制を確認し、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型・工場製作タイプ）の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E の対象工事である。
- (8) 本工事は、すべての入札参加者から入札価格に対応する工事費内訳書の提出を求める工事である。
- (9) 本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、申請書の提出時まで、同基準に基づき阪神高速の承諾を得て紙入札方式によることができる。
ただし、紙入札方式は郵送による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

2 競争参加資格

(1) 阪神高速道路株式会社契約規則第6条

阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争参加資格の認定

開札時に阪神高速における「電気通信」に係る平成27・28年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、阪神高速が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 会社更生法・民事再生法

会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 対象工事に対する等級区分及び企業の形態

単体であること。

(5) 地域要件

建設業法に基づく本支店・営業所の所在による限定は行わない。

(6) 同種又は類似工事の施工実績

平成12年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事又は類似工事の施工実績（完成し引渡し済みのものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ただし、阪神高速が発注し、完成し引き渡した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。また、国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も施工実績として認めない。

「同種工事」

下記に示す①、②両方の施工実績を有すること。

①高速自動車国道又は自動車専用道路用料金自動収受装置の製作

②高速自動車国道又は自動車専用道路用料金自動収受装置の工事（設置、調整、補修、改修のいずれか）

「類似工事」

下記に示す①、②両方の施工実績を有すること。

- ①料金収受装置（料金自動収受装置を含む）又はE T Cシステムを構成するいずれかの装置の製作
 - ②料金収受装置（料金自動収受装置を含む）又はE T Cシステムを構成するいずれかの装置の工事（設置、調整、補修、改修のいずれか）
- (7) 技術提案書及び品質確保体制確認書
- 下記3.(2)イ)に示す評価項目に対する当該工事における技術提案を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。
- (8) 工事成績評定点
- 阪神高速が発注した工事のうち、過去2年度（平成25年度及び平成26年度）に完成し引き渡しされた工事の実績がある場合は、平成25年度及び平成26年度の工事成績評定点の平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (9) 配置予定技術者（現場作業時に専任で配置する技術者）
- 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という）を当該工事に専任で配置できること。なお、現場施工をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい（現場着工時期は平成28年7月頃を予定している。）
- ① 下記に示す資格を有する者であること。
 - ・建設業法の許可業種「電気通信」にかかる資格を有すること
 - ② 平成12年度以降に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す工事の工事経験を有する者であること。

ただし、工事経験の取り扱いは、上記(6)の施工実績の取り扱いに同じ。

 - ・料金収受装置（料金自動収受装置を含む）又はE T Cシステムを構成するいずれかの装置の工事（設置、調整、補修、改修のいずれか）
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 専任の監理技術者等にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。但し、入札時において配置予定技術者が確定していない場合は配置予定技術者登録時に3か月以上の雇用関係にあることをいう。
 - ⑤ 配置予定技術者を主任技術者とする場合は、下請契約の金額を建設業法により許可されている範囲内（3,000万円未満）とすること。なお、申請書及び資料提出時に下請契約の金額が未定である場合は、配置予定技術者は監理技術者と

して登録すること。

- ⑥ 入札時において配置予定技術者が確定していない場合、現場着工時まで、上記①～⑤の条件を満たす技術者を配置すること。また、別に定める誓約書を提出すること。

(10) 競争参加停止措置

申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下、「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

(11) 暴力団等排除措置規則

申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(12) 設計業務等の受託者等との関連

本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(13) 入札参加者間の資本・人的関係

入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 技術評価点として、上記2.（7）に関する技術提案書の評価に応じて付与する点数及び入札説明書7. の資料で提出された実績等による企業の施工能力等の評価に応じて付与する点数として最大24点（コスト縮減提案に関する評価点がある場合はこれに加点）、並びに品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数として最大30点を与える。
- ② 価格評価点として、入札価格を一定のルールに沿って点数化したものを与える。
- ③ 技術評価点と価格評価点を加算して算出した評価値を用いて、落札者を決定する。

以下にその概要を示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書を参照すること。

(2) 評価項目

各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

イ) 技術提案に関する事項

- 1) 機器製作に関する技術的所見
- 2) 現場施工に関する技術的所見
- 3) 安全等に関する所見
- 4) 実現可能なコスト削減提案（コスト削減に寄与する技術提案）

ロ) 企業の施工能力等に関する事項

- 1) 企業の施工能力

(3) 落札者の決定

入札参加者は、価格をもって入札し、提出された技術提案書の評価に応じて付与する点数、企業の施工能力等の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値〔評価値＝技術評価点＋価格評価点〕を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が契約制限価格の範囲内であること。
- ② 技術提案等が適切であること。

(4) 上記(3)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 技術提案等の履行に関する事項

技術提案書及び品質確保体制確認書（以下「技術提案書等」という。）に記載した内容は履行すること。また、契約書に添付する。

技術提案書等に記載された内容については、工事中及び工事完成時に確認できる項目を、契約後に提出する施工計画書等に反映させるものとし、工事中及び工事完成後に、履行状況の確認及び検査を行う。

なお、受注者の責により、技術提案書等に記載された内容の履行がなされなかった場合は、工事成績評定において、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大10点減点）。

また、技術提案書等に記載された内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約違反として取り扱う場合がある。ただし、技術提案書で参考案として求めた項目については、履行の対象外とする。

4 入札手続等

(1) 担当部署

〒552-0006

大阪市港区石田3-1-25

阪神高速道路株式会社 大阪管理局 総務・管理部 経理課

電話 06-6576-3881 内線 4136

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成27年8月20日（木）から平成27年9月7日（月）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、午前10時から午前12時まで、午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで
- ② 交付場所：上記（1）に同じ
- ③ 交付方法：無償で直接交付する

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、次に従い、申請書及び資料を提出すること。

- ① 提出期間：平成27年8月20日（木）から平成27年9月7日（月）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、午前10時から午前12時まで、午後1時から午後4時まで
- ② 提出場所：上記（1）に同じ
- ③ 提出方法：下記イ）及びロ）のとおり

イ） 上記1（9）の電子入札システムによって、電子入札運用基準に定める様式4「書類の提出について」を提出するものとする。（紙入札方式の承諾を得た場合は不要）

ロ） 上記イ）による提出を行うとともに、持参又は郵送によって、申請書及び資料（正1部）を提出するものとし、電送によるものは受け付けない。また、郵送による提出は、一般書留又は簡易書留によること。

なお、詳細については、入札説明書によること。

(4) 入札、開札の予定日時、場所及び入札書の提出方法

- ① 電子入札による入札の締め切り
平成27年10月14日（水） 午後5時00分
- ② 紙入札方式の承諾を得た場合
平成27年10月14日（水） 午後5時00分必着
なお、入札書の提出方法は、一般書留又は簡易書留による郵送とし、直接（持参）入札及び電送による入札は受け付けない。郵送の宛先は上記（1）に同じ。また、阪神高速より競争参加資格があることを認めた旨の通知書の写しを、入札書を入れた中封筒と共に表封筒に入れて郵送すること。
- ③ 開札日時
平成27年10月15日（木） 午前10時00分
- ④ 開札の場所
阪神高速道路株式会社 大阪管理局 総務・管理部 経理課

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金は免除する。

② 契約保証金は納付すること。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、上記3(3)により決定するものとする。なお、詳細については、入札説明書による。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、契約制限価格の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定技術者の確認

契約締結後、資格要件を満たしていないことが判明した場合や、コリンズ等により監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、競争参加停止措置を行うことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者等の配置が義務づけられている作業において、監理技術者等及び現場代理人とは別に、上記2.(9)に定める要件と同一の要件(2.(9)②に掲げる工事経験を除く)を満たす技術者を配置すること(入札説明書参照。)なお、開札後、専任の技術者を追加配置できないことが判明した場合は、競争参加停止措置を行うことがある。

(7) 契約書作成の要否 要 (本件は電子契約を推奨します。)

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4.(3)により、申請書及び資料を提出できるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (10) 技術提案書等の内容についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (11) 品質確保体制確認書の内容についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (12) 企業結合確認資料についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (13) 技術提案書、品質確保体制確認書の提出がない又は適切でない場合は、入札に参加できない。
- (14) 技術提案書の採否
技術提案書の採否については、競争参加資格確認結果通知に併せて通知する。
- (15) 低入札価格調査を受けた者との契約に関する事項
低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とするとともに、前金払の額を請負代金額の10分の1以内とする。
- (16) 詳細は、入札説明書による。
- (17) 契約変更により、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の対象工事となり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務づけられた工事となる場合がある。